

【重要事項】無線 LAN カード特定商取引法に基づく表示

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項およびサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

1. サービス名

「無線 LAN カード」

2. サービスの種類

「ホームゲートウェイ」ご利用のお客様に対して、無線カード LAN を提供することで、Wi-Fi ルータとして利用することができます。

3. サービス利用料金

月額基本料金：100 円（税込 110 円）

4. ご利用料金のお支払の時期および方法

支払方法：お客様が、現在弊社に登録されている支払方法にて請求させていただきます。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

5. サービスの提供時期

お客様からの利用申込みに基づき、弊社の別途規定した日らご利用いただけます。

6. サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名 称 おおすみ半島スマートエネルギー株式会社

住 所 鹿児島県肝属郡肝付町前田 3543-3

代表者氏名 村上 博紀

7. サービスに隠れた瑕疵がある場合の弊社の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客様から受領する月額基本料金を上限とします。

8. 契約の解除について以下に記載の「サービスの解除に関する事項」をご確認ください。なお、サービスに関する利用契約の解約又は解除に関する書面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連絡願います。

※ 契約の解除に関する書面には、「無線 LAN カード契約解除」と記載いただき、住所、電話番号および契約者氏名（いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報）を明記ください。

■ 契約解除書面の送付先

宛名 おおすみ半島スマートエネルギー株式会社 営業部 宛

住所 〒893-1206 鹿児島県肝属郡肝付町前田 3543-3

※ 上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 1.に記載した事項にかかわらず、お客様が、弊社が特定商取引法第 21 条第 1 項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第 24 条第 1 項ただし書に定める書面をお客様が受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、お客様は、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 1.2.に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面を発した時に、その効力が生じます。
4. 1.2.に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 1.2.に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 1.2.に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 1.2.に基づくこのサービスに関する利用契約の解除を行った場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客様（特定商取引法第 24 条第 1 項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物

の現状が変更されたときは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することが出来るものとします。

9. サービスおよびサービスに関する利用契約の解約又は解除に関するお問い合わせ先

おおすみ光 サポートデスク

電話番号：0994-36-8858

受付時間：9:00～17:00（年末年始および弊社指定のメンテナンス日を除く）

附則

重要事項（※特定商取引法に基づく表示）は、2017年4月1日から実施します。

【お問い合わせ】

おおすみ半島スマートエネルギー株式会社

おおすみ光 サポートデスク

電話番号：0994-36-8858

受付時間：9:00～17:00（年末年始および弊社指定のメンテナンス日を除く）